新	旧
2022年 3月22日制定	2022年3月22日制定
2022年9月5日改定	2022年9月5日改定
2022年10月11日改定	2022年10月11日改定
2022年12月14日改定	
第1条~第32条 (略)	第1条~第32条 (略)
附 則 この規程は、2022年3月22日から施行する。 附 則	附 則 この規程は、2022年3月22日から施行する。 附 則
この規程の一部改正は、2022年9月5日から施行し、2022年8	この規程の一部改正は、2022年9月5日から施行し、2022年8月
月31日から適用する。	31日から適用する。
附則	附則
この規程の一部改正は、2022年10月11日から施行し、2022	この規程の一部改正は、2022年10月11日から施行し、2022
年8月31日から適用する。	年8月31日から適用する。
附則	
この規程の一部改正は、2022年12月14日から施行し、2022	
<u>年8月31日から適用する。</u>	
別表(第4条関係) (略)	別表(第4条関係) (略)
別紙(略)	別紙(略)

	新		旧					
様式及び別紙一覧 (略)			様式及び別紙一覧 (略)					
様式第1~様式第3(略)			様式第1~様式第3(略)					
(別紙1)【様式第4:補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書に添付】			(別紙1)【様式第4:補助事	業の内容・経費の配分の)変更承認申請書に添付】			
		事業者名:			事業者名:			
経費の	配分の変更	(単位:円)	経費	の配分の変更	(単位:円)			
経費区分	補助対象経費	(税抜・税込)	経費区分	補助対象経費	(税抜・税込)			
	金	額		金	額			
	変更前	変更後		変更前	変更後			
1. 機械装置等費			1. 機械装置等費					
2. 広報費			2. 広報費					
3. ウェブサイト関連費			3. ウェブサイト関連費					
4. 展示会等出展費			4. 展示会等出展費					
5. 旅費			5. 旅費					
6. 開発費			6. 開発費					
7. 資料購入費			7. 資料購入費					
8. 雑役務費			8. 雑役務費					
9. 借料			9. 借料					
10. 設備処分費			10. 設備処分費					
11. 委託・外注費			11. 委託・外注費					
(上記 3. を除く) 補助対象経			(上記 3. を除く) 補助対象経					
費小計【①】			費小計【①】					
補助対象経費合計			補助対象経費合計					

新		旧					
(上記3. を除く)補助金額		(上記3. を除く)補助金額					
小計【②】(①の2/3(※)以内)		小計【②】(①の2/3(※)以内)					
(上記3.のみの)補助金額		(上記3.のみの)補助金額					
小計【③】(上記3.の2/3(※)以内)		小計【③】(上記3.の2/3(※)以内)					
※④の1/4を上限		※④の1/4を上限					
補助金額合計額【④】		補助金額合計額【④】	(a)				
<u>(2+3)</u>		(2+3)	<u>(a)</u>				
※変更前の補助金額を上限とする。		※変更前の補助金額を上限とする。					
※補助対象経費の欄は(税抜・税込)のいずれかを	選択してください。課税事業者は	※補助対象経費の欄は(税抜・税込)のいずれか	を選択してください。課税事業者は税				
税抜で記入し、免税事業者・簡易課税事業者は税込	で記入が可能です。	抜で記入し、免税事業者・簡易課税事業者は税込	で記入が可能です。				
※賃金引上げ枠のうち赤字事業者については補助率	率3/4以内	※賃金引上げ枠のうち赤字事業者については補助率3/4以内					
様式第5~様式第7 (略)		様式第5~様式第7 (略)					
(別紙3)【様式第8:実績報告書に添付】 支出内訳書	事業者名:	(別紙3)【様式第8:実績報告書に添付】 支出内訳書 事業者名:					
	<u>番 号:</u> (単位:円)		番 号: (単位:円)				
経費区分	補助対象経費	経費区分	補助対象経費				
1. 機械装置等費		1. 機械装置等費					
2. 広報費	. 広報費						
3. ウェブサイト関連費(①)		3. ウェブサイト関連費 (①)					
4. 展示会等出展費		4. 展示会等出展費					

新		旧					
5. 旅費		5. 旅費					
6. 開発費		6. 開発費					
7. 資料購入費		7. 資料購入費					
8. 雑役務費		8. 雑役務費					
9. 借料		9. 借料					
10. 設備処分費 (②)		10. 設備処分費 (②)					
11. 委託・外注費		11. 委託・外注費					
(上記3.を除く)補助対象経費小計(③)		(上記3.を除く)補助対象経費小計(③)					
(上記3.のみ)補助対象経費小計(④)		(上記3.のみ)補助対象経費小計(④)					
補助対象経費合計 (上記 1. ~11.) (⑤)		補助対象経費合計(上記 1.~11.)(⑤)					
②≤⑤×1/2 かつ②が申請・交付決定時の計上額 の範囲内		②≦⑤×1/2 かつ②が申請・交付決定時の計上額 の範囲内					
→ はい・いいえ ※いいえの場合は実績報告ができません。(1)③の3分の2(※1)以内の金額(円未満は		→ はい・いいえ ※いいえの場合は実績報告ができません。 (1)③の3分の2(※1)の金額(円未満は切り捨					
切り捨て)		て)					
(2) ④の3分の2(※1) <mark>以内</mark> の金額(円未満は 切り捨て)		(2) ④の3分の2(※1)の金額(円未満は切り捨て)					
(3) (1)+(2)の合計額		(3) (1)+(2)の合計額					
(4) 交付決定通知書記載の補助金の額 (計画変更で補助金の額を変更した場合は変更 後の額)		(4) 交付決定通知書記載の補助金の額 (計画変更で補助金の額を変更した場合は変更 後の額)					
(5)補助金額((3)または(4)のいずれか低い額)		(5)補助金額((3)または(4)のいずれか低い額)					
(6) 収益納付額(控除される額)		(6) 収益納付額(控除される額)					
交付を受ける補助金額(精算額)(5)-(6)		交付を受ける補助金額(精算額)(5)-(6)					
	はい ・ いいえ		はい ・ いいえ				
(2)≤(5)×1/4 であるか (※3)	※いいえの場合は実績報告ができませ	(2) ≤ (5) ×1/4 であるか (※3)	※いいえの場合は実績報告ができませ				
	λ_{\circ}		λ_{\circ}				

—————————————————————————————————————	旧						
※1:賃金引上げ枠のうち赤字事業者については補助率 ※2:収益納付がある場合には、補助金の確定額から納付 4の納付額(F)に記載がある場合は、「収益納付額 納付額(F)を記入)。	※1: 賃金引上げ枠のうち赤字事業者については補助率 3/4。 ※2: 収益納付がある場合には、補助金の確定額から納付分が減額されて精算されます(別紙 4の納付額(F)に記載がある場合は、「収益納付額(控除される額)」の欄に、別紙 4の 納付額(F)を記入)。						
※3:ウェブサイト関連費は、交付すべき補助金の額の確	産定時に認められる補助金絲	総額の 1/4	※3:ウェブサイト関連費は、	交付すべき補助	金の額の確定時に	に認められる補助	金総額の 1/4
が上限。			が上限。				
(別紙5)【様式第8:実績報告書に添付】			(別紙5)【様式第8:第	に績報告書に添	付】		
全国商工会連合会 会長 殿			全国商工会連合会 会長	殿			
Ê	E 所				住 所		
· 名	3 称				名 称		
((表者の役職・氏名	印			代表者の	の役職・氏名	印
賃金引上げ枠に係る実施	賃金引上げ枠に係る実施報告書						
令和元年度補正予算・令和3年度補正予算小規模 の賃金引上げ枠の実績報告に伴い、以下のとおり 虚偽の記載がないことを誓約します。	,	令和元年度補正予算・令和 賃金引上げ枠の実績報告に の記載がないことを誓約し	に伴い、以下のと			,	
適用する地域別最低賃金の都道府県			適用する地域別最低賃金	をの都道府県			
申請日時点の地域別最低賃金	_(A)_	<u> </u>		申請 の直近 1 7	•	実績報告書 の直近1か	
申 請 時の事業場内最低賃金※1	<u>(B)</u>	<u>円</u>	地域別最低賃金	(A)	円	(C)	円
					<u>'</u>		

新			旧			
<u>実績報告時の事業場内最低賃金※</u> 1	<u>(C)</u>	<u> </u>]	事業場内最低賃金	(B)	円
① (C) — (A) が30円以上か※2	はい	いいえ		① (D) — (A) が	30 円以上か	
② (B) — (A) が30円以上であったか	はい	いいえ		② (B) — (A) が	30 円以上であった	こか
③ (②がはいの場合) <u>(C)</u> - (B) が 30 円以上か <u>※</u>	<u>はい</u>	いいえ		③ (②がはいの場合) (D) — (B) が30円	以上か

※1 上記(B)(C)欄には、提出した直近1か月の賃金台帳をもとに計算した事業場内最低賃金をご記載ください。

※2 ①③のいずれかが「いいえ」に該当する場合には補助金交付は行いません。

・<u>上記(C)欄「実績報告時の事業場内最低賃金」</u>に該当する労働者名と雇用 年月日などを次ページ以降の記入欄にご記載ください。

【<u>(C) 実績報告時</u>の事業場内最低賃金の対象となる労働者】

対象労働者氏名	性別	生年月日	雇用年月日	(C) 「引上げ後」 実績時の最低賃金	引上げ 年月日	引上げ額
(例) 小規模太朗	男	2000/01/01	2020/04/01	1, 100円	2022/10/01	100円

V(D@ @) . # la	「いいラ」に該当する。	[B ᄉ)ᇂ, , 나는 다. ᄉ ᄎ	·// [5,12/2] 5 (4,11,1)
•X•(1)(3)(/)(1)(3+1+1+1+1+1+1+1+1+1+1+1+1+1+1+1+1+1+1+1	コレンレンター たっ数当する	rロノー / ア / ヤ 7山 山 / ノ / ハ	(AT) T (T) T AT ()

(D)

はい

はい

はい

円

いいえ

いいえ

いいえ

・上記(D)欄の事業場内最低賃金(実績報告時)に該当する労働者名と雇用年 月日などを次ページ以降の記入欄にご記載ください。

【(D) 事業場内最低賃金の対象となる労働者】

対象労働者 氏名	性別	生年月日	雇用年月日	「引上げ前」 申請時の最低 賃金	(D)「引上げ 後」 実績時の 最低賃金	引上げ 年月日	引上げ額
(例) 小規模太朗	男	2000/01/01	2020/04/01	1,000円	1,100円	2022/10/01	100円

新									
								【事業場内	

【事業場内最低賃金の対象とならない労働者】

以下の者は事業場内最低賃金対象労働者の対象外となります。

- 役員
- 個人事業主の家族専従者
- ・実績報告時点で産休・育休・介護休業・休職中の者等
- ·最低賃金法第7条適用者※

※最低賃金法第7条適用者とは、同法第7条の最低賃金の減額の特例により定められた

「最低賃金の適用除外(減額して額を適用する)」となる労働者。障害者等。

【事業場内最低賃金の対象とならない労働者】

以下の者は事業場内最低賃金対象労働者の対象外となります。

- 役員
- 個人事業主の家族専従者
- ・実績報告時点で産休・育休・介護休業・休職中の者等
- ·最低賃金法第7条適用者※

※最低賃金法第7条適用者とは、同法第7条の最低賃金の減額の特例により定められた

旧

「最低賃金の適用除外(減額して額を適用する)」となる労働者。障害者等。

様式第9~様式第14 (略)

様式第9~様式第14 (略)